

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年2月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600313号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600148号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年8月31日から昭和50年1月1日まで

私は、昭和43年6月1日から昭和49年12月末日までA社に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。請求期間もそれまでと変わらず継続して勤務していたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間のうち、昭和46年8月31日から昭和49年12月15日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は死亡しており、元取締役も当時の資料は残っていないと回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A社において雇用保険に加入(請求期間の一部)しているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和46年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録によると、請求期間当時の同社の厚生年金保険被保険者のうち、半数以上の60名余りの者が請求者と同じ同年8月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、中には、請求者と同様、雇用保険の離職日より3年以上前に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者も数名確認できる。

さらに、同僚照会を行ったところ、複数の元従業員は、会社の経営が悪くなり、多くの従業員の勤務期間において厚生年金保険に加入していなかった時期があった旨や、一部の従業員について、事業主が会社の都合により被保険者資格を喪失させた時期があった旨を回答又は陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。